

薬生水発 0519 第 1 号
令和 2 年 5 月 19 日

各都道府県水道行政主管部（局）長
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業に対する財政支援について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

水道料金については、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」（令和 2 年 3 月 18 日付け薬生水発 0318 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）及び「「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」の留意事項について」（令和 2 年 5 月 14 日付け薬生水発 0514 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を対象として、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただくようお願いしたところです。

一方、これまで実施した支払猶予等の実施状況に関する調査の結果等から、一部の水道事業者において、新型コロナウイルス感染症への対応として水道料金の減免措置が講じられているところです。

令和 2 年度補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下、「臨時交付金」という。）においては、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、原則として、地方公共団体が徴収する水道料金はじめ公共料金の減免について、一般会計から公営企業会計への繰出に対して臨時交付金の対象とする旨、内閣府地方創生推進室から示されました。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

(参考)

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q & A (令和2年5月15日追加版)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20200515_ga.pdf

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について
(令和2年3月18日付け薬生水発 0318 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000609897.pdf>

○「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」
の留意事項について

(令和2年5月14日付け薬生水発 0514 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000630900.pdf>

以上